

第3回佐用町議会〔定例〕会議録（第4日）

平成17年12月26日（月曜日）

出席議員 (51名)	1番	高見誠規	2番	笹田鈴香
	3番	井口春美	4番	小松博之
	5番	吉井秀美	6番	木村愼吾
	7番	青木宏	8番	井上洋文
	9番	福本利基	10番	高木照雄
	11番	岡本安夫	12番	矢内作夫
	13番	広畑寛	14番	石黒永剛
	15番	森本和生	16番	川田真悟
	17番	片山武憲		
	19番	岡本義次	20番	反橋護
	21番	山本幹雄	22番	山田敏雄
	23番	大下吉三郎	24番	坂本順子
	25番	山田弘治		
	27番	石原俊一	28番	鍋島裕文
	29番	廣瀬武志	30番	大下東一
	31番	西岡正	32番	山本重夫
	33番	森本和昭	34番	西田政幸
	35番	目黒有博	36番	森崎龍二
	37番	西尾誠	38番	巴忠重
	39番	塩崎幸夫	40番	中尾正俊
	41番	敏森正勝	42番	山田勇
	43番	新田俊一	44番	幸田孝美
	45番	植戸勝治	46番	金谷英志
	47番	松尾文雄	48番	西本俊秀
	49番	廣瀬福市	50番	笠間満
	51番	大久保宏務		
53番	猪口久雄	54番	梶原義正	

欠席議員 (3名)	18番	中井恒治	26番	竹内茂吉
	52番	新田新一		
早退議員 (0名)				
事務局出席 職員職氏名	事務局長	岡本一良	事務局副局長	谷村忠則
	書記	坂上晴幸		
説明のため 出席した者 の職氏名 (28名)	町長	庵道典章	教育長	衣笠孝
			総務課長	小林隆俊
	財政課長	小河正文	まちづくり課長	南上透
	生涯学習課長	岸井春乗	出納室長	小笹和則
	税務課長	大橋正毅	住民課長	山口良一
	健康課長	達見一夫	福祉課長	内山導男
	スポーツ振興課長	井村均	農林振興課長	大久保八郎
	建設課長	野村正明	住宅管理課長	田村章憲
	地籍調査課長	清水好一	商工観光課長	芳原廣史
	農業共済課長	城内哲久	下水道課参事	谷口行雄
	水道課長	西田建一	クリーンセンター所長	森脇正洋
	教育委員会総務課長	山口清	教育委員会教育推進課長	芳原清和
	消防長	加藤隆久	上月支所長	金谷幹夫
	南光支所長	森崎文和	三日月支所長	飯田敏晴
	天文台公園課長	杉本幸六		
	欠席者 (1名)	天文台長	黒田武彦	
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 議案第 52 号 佐用町総合計画審議会条例の制定について
- 日程第 2 . 議案第 28 号、議案第 29 号、議案第 31 号及び第 33 号議案について〔委員長報告〕
- 議案第 28 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第 31 号 佐用町合併記念事業検討委員会条例の制定について
- 議案第 29 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 32 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の制定について
- 議案第 33 号 町道路線の認定について
- 日程第 3 . 議案第 34 号 平成 17 年度農作物共済事業の損害防止事業に伴う特別積立金の取り崩しについて
- 日程第 4 . 議案第 35 号 農作物共済無事戻し金の交付について
- 日程第 5 . 議案第 36 号ないし第 50 号議案について〔委員町報告〕
- 議案第 36 号 平成 17 年度佐用町一般会計予算案の提出について
- 議案第 37 号 平成 17 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について
- 議案第 38 号 平成 17 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について
- 議案第 39 号 平成 17 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について
- 議案第 40 号 平成 17 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について
- 議案第 41 号 平成 17 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について
- 議案第 42 号 平成 17 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について
- 議案第 43 号 平成 17 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について
- 議案第 44 号 平成 17 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について
- 議案第 45 号 平成 17 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について
- 議案第 46 号 平成 17 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について
- 議案第 47 号 平成 17 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
- 議案第 48 号 平成 17 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について
- 議案第 49 号 平成 17 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について
- 議案第 50 号 平成 17 年度佐用町水道事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 6 . 議案第 51 号 佐用町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 7 . 議案第 53 号 町営土地改良事業の実施について
- 日程第 8 . 議案第 54 号 町営土地改良事業の実施について
- 日程第 9 . 請願書について〔委員長報告〕
- 日程第 10 . 閉会中の所管事務調査について
-

午前 10 時 00 分 開会

議長（梶原義正君） それじゃあ、おはようございます。早朝よりおそろいで御出席を賜り、誠に御苦労様でございます。過日の本会議以来、それぞれ常任委員会等、御出席いただき、各慎重審議を賜り御苦労様ございました。

開会に先立ち、御報告申し上げておきますが、本日 3 件の追加提案がされてまいりました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日、本会議終了後、町長の方から、過日 23 日に新聞に出ておりました、あのほりま環境組合で進めております、あのごみ処理場の問題について報告がありますので、あの、本会議終了後、ここでお残りいただきますようお願いしておきます。

ただ今の出席ですが、欠席届が竹内議員と中井議員、それに、新田新一議員。以上 3 名の方からそれぞれ欠席届が出ております。なお、下水道の寺本課長が所要のため欠席で、代理で参事の谷口行雄君が出席しております。それから、天文台公園の黒田園長が通院のために欠席ということになっております。出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 議案第 52 号 佐用町総合計画審議会条例の制定について

議長（梶原義正君） 日程第 1 は、議案第 52 号 佐用町総合計画審議会条例の制定についてを議題といたします。本議案は過日の本会議におきまして、議案第 30 号として上程されておりましたものが取り下げられ、再度提案されてきたものであります。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長（岡本一良君） 議案第 52 号 佐用町総合計画審議会条例の制定について。佐用町総合計画審議会条例を別紙のとおり定める。平成 17 年 12 月 26 日提出。佐用町長、庵迺典章。

議長（梶原義正君） 提案に際する当局の説明を求めます。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） 皆さん、改めましておはようございます。早朝から御苦労様でございます。今日は少し寒さが和らぎましたけども、ほんとに連日、非常に厳しい寒さが続いておりました。まああの、もう今日でこの議会も最終日となりましたけども、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、ただいま上程をいただきました、議案第 52 号 佐用町総合計画審議会条例の制定について、提案の御説明を申し上げます。この条例は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づき、佐用町総合計画を策定するため、佐用町総合計画審議会を設置しようとするものでございます。本条例の提出につきましては、先般の総括質疑におきまして、議員より条例の内容について御指摘を受けまして、議案を撤回させていただき、その内容を修正・変更し、本日提案申し上げるものでございます。修正等につきましては、第 8 条に規定しております、専門委員の位置づけを明確にするための変更でございます。本条例の提出に当たりまして、適用事項の誤りなど不手際がありましたことを深くお詫びを申し上げます。十分御審議いただきまして、御承認いただきますようお願い申し上げ、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
これより、本案についての質疑に入ります。

〔福本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 何番やったかいな。はい、福本君。

9番（福本利基君） 9番、福本です。えっと、どこがどう変わったか、ちょっと説明願いますか。

議長（梶原義正君） 担当課長。

まちづくり課長（南上透君） それでは、あの、御説明申し上げます。前回の議案につきましては、第8条の2項中で、まあ専門委員の選任について第5条の1項第5号で、あの町長が必要と認めたものから委員を選ぶようになっておりましたけども、それは第4号の学識経験を有するものから選ぶということの条項の適用の誤りございました。その点につきましてはお詫び申し上げます。それから、また専門委員会の委員、委員の数につきましては、その学識経験者の中から選びますと、委員数にその分が含まれるかどうかという誤解を生じる恐れがありますので、まあ、第4条、第4条というのはあの、審議会の委員さん20名、第5条1項はどういう部分ということで学識経験等ですけども、に係わらず、まあ、別途、専門委員をその中とは関係なしに選ぶというように整理をいたしました。それから、委員さんの仕事ですけども、審議委員会、審議会に出て、出るだけではなくて、その他必要な会議ということで、まあ、職員の中での研修的なことで御指導いただくこととか、まあ、タウンミーティングとか、そういうところにも出て、そういう講演なり指導をしていただくという内容も含むように、その他の会議に出て意見を述べていただくということを条項を追加しました。それから、またあの、この委員さんにつきましては、あの、まあ、行政の付属機関の委員として位置づけまして、非常勤の特別職ということで、まあ、報酬を支払いまして、また、公務災害補償の適用も受けられるということに考えておりますので、そういうことの改正でございます。よろしくお願いたします。

議長（梶原義正君） はい。ほかにありませんか。
ほかにないようですから、これで本案についての質疑を終結いたします。
これより本案についての討論に入ります。討論の発言はありませんか。
ないようですから、これで本案についての討論を終結いたします。
これより本案についての採決に入ります。議案第52号 佐用町総合計画審議会条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第28号 議案第29号、議案第31号及び第33号議案について〔委員長報告〕

議長（梶原義正君） 続いて、日程第2に入ります。

日程第2は、議案第28号 議案第29号、議案第31号及び第33号議案についてを一括議題といたします。本案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しておりましたので、これより各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務常任委員会に審査を付託しておりました議案第29号及び議案第31号並びに議案第32号について、総務委員長、中尾正俊君、報告願います。

総務常任委員長（中尾正俊君） 失礼します。議長より命がありましたので、御報告させていただきます。

平成17年12月16日、9時半より、役場3階議員控室において、委員全員15名、当局、町長、総務課長、財政課長、まちづくり課長の出席のもと、総務常任委員会を開催いたしました。付託案件審議経過及び結果を報告いたします。

付託案件審議の議案第31号 佐用町合併記念事業検討委員会条例の制定について。新町の誕生を祝して広く内外に知らせるとともに、魅力あふれるまちづくりを進めるための記念事業を行う。そのための検討委員会の設置するものであります。内容といたしましては、記念式典の開催、2番目に町章の制定、3番目、町花・町木の制定、4番目に住民主体事業の開催、5番、旧町名の案内板、集落の案内板の変更などです。

中で質疑に入りまして、「町章・町木などを委員会で決定したら議決は要らないか」というような事柄が出ました。回答といたしましては、「議決事項には入らない」というようなことになっております。お手元の方に詳しいパンフレットをお配りしておりますので、そういった流れで、中に説明させていただきます。

また、次には、「第7条で部会を置くということになっているが」というこの問いにつきましては、「各部会ごとに1名は議員を入れるような方針で進める」という御回答がございました。

また、「住民主体事業は校区ごとに代表を作っていくのか、それとも地域からの声を聞いて検討して取りまとめていくのか」というような質疑に対しましては、「校区単位に住民主体にまちづくりを考えている。それを行政に推進していく。センター長的な人、自治会、各種団体の代表を選んで、その人を中心に活動してもらうというような流れになる」という説明がございました。

次の質疑につきましては、「運動会は合併記念事業、記念事業としての実施をするのか」という質疑に対しまして、「運動会だけでなく、イベントなどの案はこれまでのことを協議して考えるべきだし、新しいことを取り入れるのも必要。全体で調整して移行するというものである」という答えをいただいております。

次に、質疑で、「委員の任期はどうなるのか」という質疑に対しまして、「基本的には18年度1年間と考えている」という回答をいただいております。

討論につきましてはありませんでした。

採決は全員賛成ということで、可決をします。

議案29号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。専門員の説明といたしまして、専門員の参加については、自治研究所で確認をしたという説明を受けております。

ずっと次のページに入りますけども、いろいろ詳しく調べた中で、「やはり出席していただける、まあ、来てもらえるという単価ということで、4万5,000円くらいが一番妥当じゃないかと。来てもらえないというような単価、値段を出すと都合が悪いのではないかな」というような御意見がありまして、4万5,000円くらいでどうかなということで、討論に入りまして、反対としては、「4万5,000円は高すぎるのではないかな」ということでしたが、賛成の方では、「今までの経緯からしても、専門委員としては妥

当であろう」という賛成のお言葉をいただきました。

次に、採決いたしまして、反対 1 名、賛成 13 名。よって、可決になりました。

次に、議案 32 号 佐用町公の施設の指定管理者指定などに関する条例の制定について。説明といたしまして、平成 15 年 6 月 13 日、地方自治法の改正により、9 月 1 日施行、3 年以内に条例を制定するもの。管理委託制度から指定管理者制度に変わる条例を制定し、公募・選定し、議決を経て指定管理者となる。

中で質疑がございまして、「15 施設とはどんな施設か」という質疑に対しまして、回答は、「オートキャンプ場、ゆう・あい・いし、ふれあいの里三日月・土づくりセンター、平福郷土館、地域福祉センター、佐用町です、旧佐用町です。老人福祉センター、久崎、ひまわり館、ひまわりふれあいセンター、味わいの里の 15 施設」でした。

次に、質疑ですが、「朝霧園、保育園、図書館などは指定管理の対象となるか」という質疑に対しまして、「対象となります」という回答をいただいております。

次に、「個人はだめなのか」という質疑に対しまして、「地域の代表、法人団体でなければいけない」という御回答をいただいております。

次に、討論に入りまして、反対討論は、「民間委託の必要はある。しかし、民間委託となじまない保育所などの公の施設も対象になるというのは、大きな危険がある」という反対討論がございました。賛成討論では、「民間でできることは民間で。ひとつの流れの、時代の流れである」という賛成討論でございました。

採決といたしましては、反対 1 名、賛成 13 名。よって、可決いたしました。

以上です。総務常任委員会の報告を終わります。

議長（梶原義正君） 総務常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教厚生常任委員会に審査を付託しておりました議案第 28 号について、厚生常任委員会委員長、吉井秀美君、報告願います。

〔吉井君「文教はないです。厚生。厚生です」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） すいません。あの、厚生常任委員会。

〔吉井君「はい、議長」と呼ぶ〕

厚生常任委員長（吉井秀美君） 失礼します。それでは、厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

日時、2005 年 12 月 20 日、火曜日。午前 9 時 30 分より 10 時 26 分まで。場所は役場 3 階委員会室兼控室。出席者、委員、1 人、新田委員が欠席でございます。当局からは庵途町長、加藤消防長、新田副課長の出席をえております。議会事務局からは、岡本事務局長、谷村副課長の出席をえております。

付託案件、議案第 28 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について。加藤消防長より説明がありました。「近年、住宅火災による死者が増加している。平成 15 年に 1,041 人、平成 16 年に 1,038 人、2 年連続で 1,000 人を越えている。このようなことから、住宅に防災機器の設置を義務付ける消防法改正が行われたため、新築住宅においては、平成 18 年 6 月 1 日から、既存住宅については平成 23 年 6 月 1 日からという町条例改正を提案させていただいた。」

質問。笹田委員、「最近の住宅は機密性が高いが、古い住宅で隙間が多いような状態で効果があるか」。加藤消防長、「寝室など、部屋に設置するので住宅の新旧はあまり

影響ない」。笹田委員、「虫除けスプレーなどで誤作動はしないか」。加藤消防長、「天井に設置するので、バルサンや殺虫剤を直接スプレーすると感知するが、換気しながら通常にタバコを吸う程度では感知しない」。新田副課長、「ガス漏れも感知する複合機器も出ている。電池寿命は 10 年、自動検査機能がついているので電池が切れる 3 日前にシグナルが出る。点検は自己管理」。

塩崎委員、「旧南光町では消火器に半額補助をしてきた。町長は、この機器の設置に補助を考えているか」。町長、「検討はしていない。新築の場合は義務的な形で建設費に含まれるので抵抗感がないが、既存住宅については、罰則がないことや通常の家で 5, 6 個必要として、3, 4 万円かかることから、個人の判断に任せては普及しにくい。地域ぐるみで取り組んでいただくということで町も支援を検討していきたい」。

廣瀬委員、「奨励するのは良いが、こういう形で進めるのか。問題は悪質訪問販売。町として防止策をとらなければならないのでは」。加藤消防長、「設置の推進と合わせて、悪質訪問販売対策は必要。自治振興会長を通じて周知する。条例が通れば、広報で PR する。製品はクーリングオフの対象となっている。廣瀬委員、「新聞・テレビであれだけやられていても被害がある。自治振興会といっても、役員だけが知っているということになりかねない」。木村委員、「家の危険箇所の調査とか診断と言って、売りつけにすぐ来る。一般のものによく分かるように知らせてほしい」。

川田委員、「指定業者はあるか、量販店にも売っているのか。いろいろな問題が出てくる。経済効果もある。補助金を出すことも気を付けなければごまかしも出てくる」。加藤消防長、「量販店にもある。兵庫県電気商業部佐用支部に 11 店登録されているが、店舗に啓発したい」。川田委員、「個人で購入すると問題が多いので、自治会を通して購入するようにしては」。塩崎委員、「いろいろなメーカーが出しており、値段はピンからキリまである。自治会を通して多量に買うと安くなるはずだ」。町長、「非常に難しい。義務であっても強制できない。地域の中でみんながやるようにしないときっちりしたことができない。行政がやるなら全戸対象にしなければならない。半額補助で 2 万円としても 1 億 4,000 万円いる」。

川田委員、「点検をしない点が問題。補助金を出しても設置した確認を誰がするのか。確認の条例も必要だ」。町長、「費用について天井への設置は素人のだれでもできるものではない。製品が 5,000 円でも業者に頼むと設置料がかかり、高くなる」。廣瀬委員、「設置基準は市町村条例で定められている。「設置するときに立ち会わなければならない」と条例を作ればよい」。矢内委員、「この条例改正をしないわけにはいかない。運用は今後の話だが、行政の責任ばかりでなく自分で守らなければ」。廣瀬委員、「設置は町が進めていかなければならない」。町長、「新築は来年 6 月からなので建築業者に周知徹底する。設置しなければ建築確認は下りないだろう。既存住宅については、今すぐ町としてどう進めるのか詳しく決める必要はない」。塩崎委員、「メーカーによって値段はバラバラだ。町で斡旋しなければしょうがない」。町長、「そうすれば強制になってしまう」。加藤消防長、「国の方は 2 ないし 5 年猶予があるが、悪質訪問販売の問題があるので、既存住宅については、設置を見合わせるようにしては」。町長、「法は、町条例化を義務付けている。悪質訪問販売については、高額に売りつけられないよう自主的な判断を」。加藤消防長、「広報、パンフレットは價格的にもこれくらいでというようなものを作る」。

植戸委員、「機能について、その部屋で寝ている人にしか分からないのか。高齢者が警報が鳴っていても起きないということもある」。新田副課長、「高齢者の寝室から他の部屋にも連動して鳴る方式や光で知らせるものなどいろいろある。価格は国からメーカーに努力をするよう働きかけがあり、2,000 円から 3,000 円に。また、保険会社に

対しても警報機設置で火災保険料の値引きをするよう動いている」。植戸委員、「設置したことによる安心のメリットがある。付けただけで意味のないことにならないよう」。新田副課長、「装置の作動で火事を未然に防ぐこと。12月に入ってから1件事例があった」。

廣瀬委員、「条例に異論はないが、よくPRを」。

たくさんの意見が出されました。討論はなく、採決は、全員賛成で可決といたしました。

以上です。

議長（梶原義正君） 厚生常任委員長の報告は終わりました。続いて、産業建設常任委員会に審査を付託しておりました、議案第33号について、産業建設常任委員会委員長、新田俊一君、報告願います。

〔新田君「はい、議長」と呼ぶ〕

産業建設常任委員長（新田俊一君） 失礼します。産業建設常任委員会を開会いたしましたので、審査の結果報告をいたします。

日時は、平成17年12月21日、水曜日。午前9時30分から10時25分。場所は役場3回委員会、委員会室兼控室です。出席者は12名、欠席が1名でした。当局からは町長、建設課長、農林振興課長、農林振興参事、議長、議会事務局長、副局長。傍聴者の方は7人でありました。

付託案件の審議についてですが、町長より提案があり、議案第33号 町道路線の認定についてです。

行政の説明は、旧三日月町で発注し、11月末に完成いたしました町道元兼線で、工事場所は国道179号線で「レストランつかざき」を東に行ったところ、旧JA大広支店の箇所でございます。道路新設工事の完了に伴いまして、道路法第8条により、議会の議決を得るということです。道路延長は64.2メートル、幅員4メートルないし7メートルですとの説明がありました。

それにつきましての質疑ですが、委員より、「道路新設改良のため、用地買収費、購入単価、新設改良事業費を示せ」との質疑に対しまして、行政の回答より、「地目、宅地で250平米と2メートル未満の2件。平米単価、2万2,000円。用地購入総額、550万円。道路新設改良事業費、380万円強」との回答をされました。

委員より質疑がまたありまして、「地元の要望工事が」との質疑に対しまして、行政の回答は、「以前からの要望で、国道と旧国道を結ぶ道路が数少なく、狭く、また私道であり、以前より安全な道路が欲しいという要望がありました」との回答です。

次に、討論に入りましたんですが、討論はなしでした。

討論なしで採決に入りました。全員賛成により可決されました。

次に請願の件についてですけど。

議長（梶原義正君） それは後から。それは後。

産業建設常任委員長（新田俊一君） 以上で報告を終わります。

議長（梶原義正君） 以上で各常任委員長の審査報告が終わりましたので、これより委員長報告についての一括質疑に入ります。質疑のある方。

質疑がないようですので、各常任委員長報告についての一括質疑を終結します。
これより本案についての討論に入ります。

まず、議案第 28 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） ないようですので、討論を終結いたします。

続いて、議案第 31 号 佐用町合併記念事業検討委員会条例の制定について、討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 29 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論の発言はありませんか。

〔鍋島君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） 28 番、日本共産党の鍋島です。

議案第 29 号の反対討論をいたします。本議案の問題は、総合計画審議会専門委員の日額報酬が 4 万 5,000 円とされており、高すぎると言わざるえないことであります。当局は兵庫県企画管理部所管の自治研修所の見解、すなわち、大学教授クラスの報酬は、時間当たり 1 万円から 1 万 5,000 円ということ根拠にしていますが、これは講演等の講師料相場であることが自治研修所に問い合わせ明らかになっています。講演を依頼しての講師料と、町総合計画審議会に参加して助言をお願いすることとは、その内容が違うものであり、報酬額を同じに考えるのは不適切であります。隣のたつの市の担当者に聞くと、たつの市は大学教授をお願いする場合は、日額 9,000 円に旅費を加算する程度で考えているということを紹介して、反対いたします。

議長（梶原義正君） 次に、賛成討論の方ありますか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 32 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の制定について、討論ありませんか。

〔鍋島君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、鍋島君。

28 番（鍋島裕文君） 28 番、鍋島です。議案 32 号の最大の問題は、本来、公の施設は住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供する施設であるものを営利団体に管理が移される場合、その本来の目的が損なわれる危険があるということであり、とりわけ、本条例案では保育園や図書館、社会福祉施設なども対象施設とされており、これらが民間委託になじまない施設であることからしても、問題であることを指摘し、反対いたします。

議長（梶原義正君） ほかに討論ありませんか。
ほかにないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。
続いて、議案第 33 号 町道路線の認定について、討論ありませんか。
ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。
これより本案についての採決に入ります。
まず、議案第 28 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
続いて、議案第 31 号 佐用町合併記念事業検討委員会条例の制定について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
続いて、議案第 29 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
続いて、議案第 32 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の制定について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
続いて、議案第 33 号 町道路線の認定について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 . 議案第 34 号 平成 17 年度農作物共済事業の損害防止事業に伴う特別積立金の取り崩しについて

議長（梶原義正君） 次は、日程第 3、議案第 34 号 平成 17 年度農作物共済事業の損害防止事業に伴う特別積立金の取り崩しについてを議題といたします。

討論の発言はありませんか。

ないようですので、本案についての討論は終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。議案第 34 号 平成 17 年度農作物共済事業の損害防止事業に伴う特別積立金の取り崩しについてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 . 議案第 35 号 農作物共済無事戻し金の交付について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 4 に入ります。

議案第 35 号 農作物共済無事戻し金の交付についてを議題といたします。

これより、本案についての討論に入ります。討論の発言はありませんか。

ないようですので、本案についての討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。議案第 35 号 農作物共済無事戻し金の交付についてを、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 . 議案第 36 号ないし第 50 号議案について〔委員長報告〕

議長（梶原義正君） 次は、日程第 5、議案第 36 号ないし第 50 号議案についてを一括議題といたします。本案につきましては、予算特別委員会に審査を付託しておりましたので、これより予算特別委員長の審査報告を求めます。予算特別委員長、井上洋文君。

〔井上君「はい、議長」と呼ぶ〕

予算特別委員長（井上洋文君） 予算特別委員会に付託されました、平成 17 年度佐用町一般会計及び特別会計予算案の審査の経過を御報告申し上げます。

委員会の開催は、1 日目は、12 月 12 日、月曜日。午前 10 時より午後 5 時。2 日目

は、12月13日、火曜日。午前10時より午後5時5分まで、佐用文化情報センターで、1日目は委員は1名欠席、2日目は2名欠席、1名早退。以下、出席。町長以下、教育長、課長のもと、慎重に審査が行われました。一般会計の審査につきましては、町長、教育長以下、各課長の出席を求め、特別会計は町長以下関係課長のみ出席を求め、審査を行いました。

町長より提案説明がありましたとおり、佐用郡内4町が本年10月1日に合併したことに伴う新予算であり、17年度の半期分は既に予算執行し、本年9月末日をもって打ち切り決算されておりますので、旧町の17年度予算の未執行経費、未収入分、また新たに発生した経費を計上した予算であります。本報告につきましては省略し、主な質疑・答弁のみとさせていただきます。

審査にあたっては、歳入は一括、歳出は各款を一定区分に区切って審査を行いました。

議案第36号 一般会計予算案、歳入歳出それぞれ、77億6,201万4,000円で、歳入の内訳は、第5款 町税総額は、7億7,976万5,000円になっており、第10款 地方贈与税は、1億6,996万5,000円。第10款 利子割交付金は、396万8,000円。第16款 配当割交付金、281万8,000円。第17款 株式譲渡所得割交付金、80万。第18款 地方消費税交付金、7,252万。第20款 ゴルフ場利用税交付金、3,460万5,000円。第25款 自動車所得税交付金、8,722万3,000円。第30款 地方交付税、16億7,922万3,000円。第35款 交通安全特別交付金、225万2,000円。第40款 分担金及び負担金、9,731万6,000円。第45款 使用料及び手数料、1億3,749万9,000円。第50款 国庫支出金、6億8,859万1,000円。第60款 財産収入、3,411万4,000円。第65款 寄付金、726万3,000円。第70款 繰入金、4億3,059万9,000円。第80款 諸収入、12億2,124万6,000円。第85款 町債、15億5,000・・・、10億540万です。

質疑に入り、旧南光町だけ延滞金を徴収しており、ほか旧3町はしてないが、なぜ徴収しなかったのかとの質疑に対し、旧町の考えがそれぞれ違ったためであるが、4月から全旧町同じ取組みを、取り扱いをするため、協議してるとの答弁のあったところであります。

次に、歳出について申し上げます。第5款 議会費、1億5,257万円と、第10款 総務費、11億4,946万3,000円の審査を一括で行いました。「来年の成人式はどのように考えているのか」との質疑に対し、「式典を主に行い、旧4町一緒の会場で行うのが良い」との答弁のあったところでございます。

次に、第15款 民生費、15億9,071万6,000円。第20款 衛生費、6億4,086万4,000円の審査を一括で行いました。「はりま環境事務組合構成町は変更になっているが、このまま協議を進めていくのか」との質疑に対し、「11町の組合の枠組みを変えないという協定の下に現在進めている」との答弁のあったところでございます。

次に、第25款 農林水産業費、5億8,189万6,000円。商工費 6,186万9,000円の審査を一括で行いました。「佐用町の特産品目は成果が上がるまで継続した施策を」との質疑に対し、「長年の取組みを、取組み成果を十分評価し、成果のあるものは継続した予算措置の努力をする」。また、「後継者育成支援事業補助金は」との質疑に対し、「旧佐用町商工会への助成金。旧3町は商工会への助成金の中に計上し、旧佐用町のみ別枠計上してる」との答弁のあったところでございます。

次に、第35款 土木費、11億3,240万4,000円。第40款 消防費、3億272万9,000円の審査を一括で行いました。「急傾斜地崩壊対策事業、ハザードマップ」の質疑に対し、「兵庫県の指導により急斜、土砂災害のマップはあり、さらにこの度の地域防災計

画の中に入れるべく、本年度から動いてる」との答弁があったところでございます。

次に、第 45 款 教育費、7 億 13 万 1,000 円の審査に入りました。「学校からのパソコンの要望について、財政が厳しいからとの理由にはならない」との質疑に対し、「必要なパソコンは設置している。また、「久崎小学校、上月文化会館、上月体育館のアスベスト対策について」の質疑に対し、「封じ込め、除去工事を考える」との答弁があったところでございます。

次に、第 50 款 災害復旧費、3 億 6,289 万 5,000 円。第 55 款 公債費、10 億 867 万 7,000 円。第 60 款 諸支出金、6,480 万。第 99 款 予備費、1,300 万円の審査を一括で行いました。質疑は、「災害復旧の地元負担について」等ありました。

続いて、特別会計の審査に入り、歳入・歳出を一括質疑とし、まず、議案第 37 号 佐用町国民健康保険特別会計予算案、歳入歳出、14 億 2,073 万 7,000 円の審査を行いました。「町条例移行措置に係る説明を」との質疑に対し、「17 年度は旧町の税率を適用、18 年度以降は統一」との答弁があったところでございます。

次に、議案第 38 号 老人保健特別会計予算案、歳入歳出、20 億 9,192 万 1,000 円の審査を行いました。「制度改正後の変化について」との質疑に対し、「利用をやめたとか少なくしたとの声は届いてない」との答弁のあったところでございます。

次に、議案第 39 号 佐用町介護保険特別会計予算案、歳入歳出、9 億 6,917 万 3,000 円の審査を行いました。「各種事務申請の簡素化について」の質疑に対し、「かなり簡素化されている」との答弁のあったところでございます。

次に、議案第 40 号 朝霧園特別会計予算案、歳入歳出、7,173 万円の審査を行いました。「食堂アスベスト対策工事について」の質疑に対し、「吹きつけ塗料材の完全な封じ込めの工事費」との答弁があったところでございます。

次に、議案第 41 号 簡易水道特別会計予算案、歳入歳出、13 億 761 万 9,000 円の審査を行いました。「普及率について」の質疑に対し、「平成 16 年度末現在、99.1 パーセント」との答弁があったところでございます。

次に、議案第 42 号 特定環境下水道特別会計予算案、歳入歳出、7 億 893 万 3,000 円より、議案第 43 号 生活排水処理事業会計予算案、歳入歳出、2 億 813 万 6,000 円。議案第 44 号 天文台公園特別会計予算案、歳入歳出、1 億 2,588 万 5,000 円。議案第 45 号 笹ヶ丘特別会計予算案、歳入歳出、6,473 万 7,000 円。議案第 46 号 歯科保健特別会計予算案、歳入歳出、1,983 万 2,000 円。議案第 47 号 宅地造成特別会計予算案、歳入歳出、2,252 万 8,000 円。議案第 48 号 農業共済特別会計予算案、歳入歳出、6,779 万 1,000 円。議案第 49 号 石井財産区特別会計予算案、歳入歳出、392 万 2,000 円まで質疑ありませんでした。

次に、議案第 50 号 水道事業会計、収入、2,674 万 1,000 円。支出、2 億 7,657 円の審査を行いました。「職員の専門技術の配備について」の質疑について、「研修を受けて水道の管理技術者の資格を取って対応していく」との答弁があったところでございます。

以上をもって、質疑打ち切りとなりました。以上、委員長報告とさせていただきますが、質疑・答弁の詳細は委員各位に配付をさせていただいております記録、また事務局の議事録を御覧くださいませ。委員会各位、事務局、山田副委員長に大変協力いただきまして、大変ありがとうございました。以上です。

議長（梶原義正君） 予算特別委員長の審査報告は終わりました。本案につきましては、先の予算特別委員会で質疑が終結いたしておりますので、会議の順序を省略して、直ちに討論に入ります。

〔廣畑君「議長、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、廣畑君。

13 番（廣畑寛君） あの、今、委員長報告いただいたんですが、あの、私の回答
いただいてない部分がございますので、ちょっとお聞きしたいと思います。

ページ、あの、24 ページの道路維持費の道路緑地帯管理委託料の質問したんですが、
佐用町、旧佐用町の予算ではこの部分はなかったということで、御質問して、後で調
べるということだったんですが、その後、どうだったでしょう。お聞きします。

議長（梶原義正君） 担当課長。どうぞ。

建設課長（野村正明君） 誠に申し訳ございません。当日、あの、議会終わったところ
に、弁明になって申し訳ないんですけど、議員、お探ししたんですけどお帰りになっ
ておまして。

〔廣畑君「はい、ここでいいです」と呼ぶ〕

建設課長（野村正明君） あの、今日終わったらお渡ししようかなと思っておりました。
申し訳ございません。

〔廣畑君「今、説明できませんか」と呼ぶ〕

建設課長（野村正明君） できます。

〔廣畑君「はい、してください」と呼ぶ〕

〔建設課長「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） どうぞ。

建設課長（野村正明君） 先日、御指摘のように、あの、220 万 2,000 円の説明でござ
いますけれども、これにつきましては、私、あの旧三日月町の出身でございまして、
その例を大きく取り上げたと思います。ということは、県道とか町道の植栽、緑地植
栽帯の管理保全ということで、それに使っておりますというふうな言い方で御説明を
したと思います。その御指摘がありまして、私も帰って調べましたら、旧佐用町分、
あるいは、旧上月町分におきまして、それぞれ大撫山とか、旧佐用町で言いますと、
中学校の通学路。それから、旧上月町における各集落沿線における町道の草刈り等
のですね、そういった取組みを集落単位でされてる集落ございまして、そういった集落、
あるいは、シルバー人材センター等々にですね、委託してる部分の説明が欠けており
ました。そういう部分で合計いたしまして、220 万 2,000 円を予算措置さしていただ
いております。以上でございます。

議長（梶原義正君） よろしいか。

13 番（廣畑寛君） えっと、その国道、あるいは県道の緑地帯は、三日月には含んでるということですか。佐用町はそういうところはないと思うんですが。

議長（梶原義正君） はい、課長。

建設課長（野村正明君） はい。あの、そういうことでございまして、先日、御説明した道路緑地、植栽帯については旧三日月町分だけです。三日月町ではそういった取り組みをしておりました。で、旧佐用町と旧上月町の分については、シルバー人材センター、あるいは、旧上月町においては集落、そういった団体、センター等への草刈り等の委託料ということでございます。旧佐用町、旧、上月町には、議員御指摘のそういった植栽帯への補助はございませんでした。

〔廣畑君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） よろしいか。

〔廣畑君「いえ、ちょっと。はっきり分かんのです」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。

13 番（廣畑寛君） 国道・県道は元来、県あるいは国の緑地帯の管理は責任でしょ。それを、その町がやね、責任を持ってするというような、そういうその三日月の場合はそういう話合い、契約にされてるんですか。初めから。

〔建設課長「委員長。いや、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、課長。

建設課長（野村正明君） はい。まあ、これも継続事項になるかと思うんですけども、私の記憶では旧国道、それから……。いや、ごめんなさい。国道、あるいは県道においていわゆる今の時代、道路に安らぎをというふうな部分で、植栽をかなりやっておると思います。そういった要望については、ある程度地元、まあ、三日月町のええ例で言いますと、三日月の方から、行政の方からお願いした分もございまして、そういった経過の中で、それについての事業費、建設費については、あの、県の方ですべてやっていただいております。あと、管理をですね、地元、大元はもちろん三日月町なんですよ。「地元でお願いします」ということで受けまして、すべて行政がやったら一番いんでしょうけども、やはりそこは地域の方々の御協力もいただかなければできない部分がございますので、例えば、あの、美化グループとか、あるいは、例えば、集落の沿線の老人会、そういった方々が、年、概ね 3 回以上はいろんな、あの、保全管理をしていただいております、そういった団体・会への委託料ということでございます。

13 番（廣畑寛君） はい、よろしい。

議長（梶原義正君） それでは、討論に入ります。まず、議案第 36 号 平成 17 年

度佐用町一般会計予算案の提出について討論ありますか。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 2番、笹田君。

2番（笹田鈴香君） 2番、笹田です。私は、議案第36号 平成17年度佐用町一般会計予算案に対する反対討論をいたします。

まず、歳入では、1、町税や国保税の過誤徴収が相次いでいます。個人責任、監督責任、政治責任、並びにミスの原因、入力ミスか、またシステムの欠陥かを明らかにし、再発防止を図ること。また、監査委員の監査を求めます。2、各ゴルフ場の多額の固定資産税の滞納は、旧佐用町で共産党の提案で担保物権を差し押さえたように、臨機応変の対応で解消に取り組むこと。3、地方交付税、国県支出金の減額に反対し、国・県に減額反対の意見を上げること。特に、福祉や農業の切捨ては国・県に追従しないこと。

次に、歳出では、町長は今回の選挙で8項目の選挙公約をされました。公約実現の取組みを即時、即、実現されること。

次、総務費では、1、町長は予算委員会で助役複数制を否定されませんでした。合併の根拠とした経費節減に反するので、政治的な思惑から複数制はとらないこと。2、町民と法廷で争うのではなく、納得の行政を進め、町民から提訴される前に解決する政治を進めること。3、契約、とりわけ入札は、公正・公平・公開を貫き、地元企業の健全な育成を図ること。随意契約は避け、仮に随意契約をしても、地方自治法施行例、別表の第5ですが、176条の2関係の限度額、130万円以内を遵守すること。合併のキャッチフレーズとして、「専門職員の結集で高度な処理能力が実現する」のとおり、登記業務などは外部委託せず、町内で実施すること。4、プライバシー保護の観点から、欠陥のある住基ネットから脱退すること。

次、民生費は、1、一般質問の外出支援サービスに対する町長答弁は、町長の選挙公約、外出支援サービス、家から病院までの送迎サービスから後退していました。改めて選挙当時の有権者の反応を思い起こし、より充実すること。2、国の障害者福祉の後退に反対し、町独自の支援を実施すること。3、家族介護用品支給を充実すること。4、保育サービスを充実し、保育料を軽減すること。5、子どもの医療費無料化を拡大し、出生祝い金を増額すること。6、8020運動を活発にすること。

次、衛生費。1、にしはりま環境事務組合から脱退し、旧郡焼却施設を改良し利用を図ること。2、神戸新聞12月23日付は、はりま科学都市ごみ焼却施設計画、安富町が離脱申し入れを報じています。町長は姫路市の意向を説明されましたが、神戸新聞は安富町としています。情報は秘匿せず公開すること。3、また、この3年間、現行焼却炉のダイオキシン類等の測定分析業務は特定5社を指名し、ニッテクリサーチが常に落札していますが、改善すること。

農林水産費の1、農地環境を守る上でも、抜本的な農業振興策を示し、夢を持てる農業にすること。土地改良事業の地元負担金を軽減すること。2、仁方ほ場整備事業は早期解決を図ること。3、営農組織を充実すること。

商工観光費。1、商工業の育成と商工会の振興で、町経済の活性化を図ること。2、テクノの立地条件を生かし、企業誘致と働き場づくりに取り組むこと。3、利神城跡の国指定の取組みを早めること。山頂部の地権者関係に異動があった。好機と捉えて、検討委員会を発足させること。

土木費。1、河川の氾濫や山崩れを抑えるための治山治水事業を強化すること。2、生活道路、町道、国道 179 号線バイパス、同 373 号線県道の整備を早急に進めること。
教育費。教育委員会は行政委員会であることを明確にし、町長部局の下請けとしないこと。社会教育を教育委員会の業務に復帰させること。
以上の点を求めまして、反対の討論を終わります。

議長（梶原義正君） ほかに討論はありませんか。
ほかにないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。
続いて、議案第 37 号 平成 17 年度佐用町国民健康保険特別会計予算について討論ありませんか。

〔吉井君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。5 番、吉井君。

5 番（吉井秀美君） はい。5 番、吉井です。
議案第 37 号 平成 17 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案に反対の討論をします。国保加入世帯は、あの、2005 年度医療費国庫負担金は、三位一体改革により国民健康保険の国の負担を都道府県に置き換え、減額となっています。都道府県負担導入に伴い、税源委譲が行われますが、国保給付費に占める国の負担は 50 パーセントから 43 パーセントに減少となっています。国保は加入者の約半分が年金生活者など無職の人であることから、どうしても国の手厚い援助が必要です。しかし、1984 年の国保法改悪をかわきりに、次々と国庫負担を切り下げてきたことが国保会計を悪化させてきました。制度を維持するために国保税がどんどん引き上げられ、加入者の大きな負担になっています。払いたくても払えない状況が生まれてきました。そこで国がとった対策が保険証の取り上げです。国は 2000 年 4 月から滞納世帯から保険証を取り上げることを自治体の義務としました。まさに、金の切れ目が命の切れ目となっています。元々脆弱な国保の安定運営のためには、国庫負担の復元がどうしても必要であり、国庫追従の今国保運営に反対をいたします。

議長（梶原義正君） ほかに討論の発言ありませんか。
ほかにないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。
続いて、議案第 38 号 平成 17 年度佐用町老人保健特別会計予算案について討論はありませんか。

〔吉井君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。5 番、吉井君。

5 番（吉井秀美君） はい。5 番、吉井です。
議案第 38 号 平成 17 年度佐用町老人保健特別会計予算案に反対の討論をします。
この会計は度重なる改悪を重ねています。対象年齢の引き上げ、医療費を定額制から定率 1 割、所得により 2 割へと負担を増加させました。定率制というのは窓口でいくら払わなければならないか、総額が分からないという不安があります。1 箇月の負担の上限が決められておりますが、一旦立て替え払いをしておいて高額医療の精算をし

なくてはならないというのも年金生活者には重い負担です。このようなことで、なるべく医者にかからせないようにして、医療費を抑えようという国のこそくな魂胆に追従した会計なので反対します。

議長（梶原義正君） ほかに討論の発言はありませんか。
ほかにないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。
続いて、議案第 39 号 平成 17 年度佐用町介護保険特別会計予算案の討論はありませんか。

〔吉井君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。5 番、吉井君。

5 番（吉井秀美君） はい。5 番、吉井です。
議案第 39 号 平成 17 年度佐用町介護保険特別会計予算案に反対の討論をします。
政府は介護保険の目的を家族介護から社会が支える制度へ。在宅で安心できる制度へ。サービスが選択できる制度へと大宣伝をして導入しましたが、5 年経過した今、在宅サービスの利用限度額に対する利用率は 4 割程度に止まっています。低所得者にとって利用料が重い負担となっているからです。その上、10 月からホテルコストや食費が介護保険の対象外となり、原則全額利用者負担となりました。今後更に介護の社会化というものが姿を消し、自立自助が全面に出た改悪が計画されていると言います。これでは、社会的弱者が介護サービスから排除されてしまいます。だれもが安心して介護サービスを受けられる制度となっていないので、反対をします。

議長（梶原義正君） ほかに討論の発言はありませんか。
ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。
続いて、議案第 40 号 平成 17 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の討論はありませんか。
ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。
続いて、議案第 41 号 平成 17 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について討論はありませんか。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） 46 番、金谷です。
議案第 41 号 平成 17 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について反対討論いたします。
反対の理由は水道料金の値上げであります。佐用町上下水道及び簡易水道給水条例で述べたように、旧三日月区域の水道料金は最も多くの方が対象になるメーター口径 13 ミリで、基本料金は 10 立方メートルまで 1,600 円であったものが、2,100 円になり、超過料金は 100 円から 120 円に引き上げられます。合併においての説明では、サービスは下げず、負担は軽くとの説明でした。水道料金は低い旧町に合わせるか、引き上げるなら激変緩和措置をとるべきであることを指摘して、反対討論といたします。

議長（梶原義正君）

ほかに討論の発言はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 42 号 平成 17 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 43 号 平成 17 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算について討論ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 44 号 平成 17 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について討論の発言ありませんか。

ないようですので、本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 45 号 平成 17 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について討論の発言はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 46 号 平成 17 年度佐用町歯科保健特別会計予算案について討論の発言ありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 47 号 平成 17 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について討論の発言はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 48 号 平成 17 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案について討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 49 号 平成 17 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について討論の発言はありませんか。

ないようですので、本案についての討論を終結いたします。

続いて、議案第 50 号 平成 17 年度佐用町水道事業会計予算案について討論はありませんか。

ないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。

まず、議案第 36 号 平成 17 年度佐用町一般会計予算案について、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君）

挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 37 号 平成 17 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君）

挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 38 号 平成 17 年度佐用町老人保健特別会計予算案について、原案

のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 39 号 平成 17 年度佐用町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 40 号 平成 17 年度佐用町朝霧園特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 41 号 平成 17 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案について、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 42 号 平成 17 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案について、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 43 号 平成 17 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 44 号 平成 17 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 45 号 平成 17 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 46 号 平成 17 年度佐用町歯科保健特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 47 号 平成 17 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） 挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 48 号 平成 17 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 49 号 平成 17 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手をねがいます。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 50 号 平成 17 年度佐用町水道事業会計予算案について、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 . 議案第 51 号 佐用町過疎地域自立促進計画の策定について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 6 に入ります。

議案第 51 号 佐用町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。
これより、本案についての討論に入ります。討論の発言はありませんか。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、金谷君。

46 番（金谷英志君） 議案第 51 号 佐用町過疎地域自立促進計画案について反対
討論いたします。

理由は、予定するごみ処理施設建設計画の協議を進めるとしていることです。この
計画の中で、4 . 生活環境の整備、ウ、ゴミの具体的な事業として、「 兵庫県ごみ処
理広域化計画に基づき、供用開始を予定する広域共同ゴミ処理施設建設計画の協議を
進める」とあるが、にしはりま環境事務組合は構成町の安富町が建設費を負担したい
方針であり、たつの市においても新たな焼却建設への参加は、無駄な出費に当たると
して住民監査請求を起こされております。また、処理方式の流動床ガス化熔融炉は事
故が多発するなど、安全性の確立がされておられません。財政的にも計画されている処
理施設は、多額の町民負担を強いるものであります。このような状況でゴミ処理施設
建設の協議を進めるべきではないことを指摘して、反対討論といたします。

議長（梶原義正君） ほかに討論の発言はありませんか。

〔木村君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。6 番、木村慎吾君。

6 番（木村慎吾君） 6 番、木村です。

これ初めに質問のときも申し上げたんですが、食育教育についてね、出したんです
が、それ以後、そういうふうなことにお考えになったんでしょうか。大体その自立っ
ていうのは、自分で立つことなんで、金を払うことじゃないと思うんです。で、特に
今の場合・・・。

〔「議長、賛成か反対か。討論」と呼ぶ者あり〕

6 番（木村慎吾君） いや、討論ですよ。

議長（梶原義正君） いや、討論。いや、あの、反対、賛成、反対、賛成、続きに
こう、交互に言ってますので。

6 番（木村慎吾君） あ、そうですか。いや、あの、反対討論ですから、ちょっと。

議長（梶原義正君） いや、ほんなら賛成討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） はい。ないようですので。じゃ、木村君。

6番（木村慎吾君） じゃあ、続きます。で、子どもに食育教育をするということで、今、国でも非常に重く見ております。私はその何か自立とか何かの計画いうたら、もっと網をはらなきゃいかんと思うんですね。これ読ましてもらったら、ポツン、ポツン、ポツン、ポツンと書いてあるだけです。これではね、計画にならんと思うんですよ。で、今、国の方ではそういうふうですし、それから、県の方でも知事が地産地消を非常に進めております。そうすると、どうしても農業の問題になってきます。そういう続きをこの中に書かれないと、単に書いてあるだけになるので、私はそういう書き方であれば反対します。

議長（梶原義正君） ほかに討論の発言はありませんか。
ほかにないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。
これより、本案についての採決に入ります。議案第51号 佐用町過疎地域自立促進計画の策定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第53号 町営土地改良事業の実施について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第7に入ります。
議案第53号 町営土地改良事業の実施についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（岡本一良君） 議案第53号 町営土地改良事業の実施について。佐用町営土地改良事業を施行したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定に基づき、議会の議決を求めます。平成17年12月26日提出。佐用町長、庵途典章。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明を求めます。

町長（庵途典章君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第53号 町営土地改良事業の実施について、提案の御説明を申し上げます。
この計画は平成16年度の台風により被害を受けた佐用町川原町の中井取水樋門の改修事業であります。この施設を土地改良事業、河川・・・、いや、農業用河川工作物応急対策事業により、平成18年度において総事業費、2,587万5,000円で、事業費の国県82パーセントの補助により、2.6ヘクタールを灌漑する取水施設として、ゲート改修工事等を計画しようとするものであり、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき、議会の議決を得て、申請事務を行うものでございます。

御承認をいただきますようお願い申し上げ、提案の説明といたします。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
これより、本案についての質疑に入ります。

〔福本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、福本君。

9番（福本利基君） 9番、福本です。
えっと、この計画は初めて聞くと思うんですけども、水利組合との話の経過を説明していただけますか。

議長（梶原義正君） 担当課長。

農林振興課長（大久保八郎君） この計画につきましては、まあ、水利組合とも話はしておりますが、台風によりまして川原町の河川、この樋門の場所からですね、その町の中に、あの、浸水したというような経緯があります。まあそういったことを有利な補助事業で対応ということですね、この事業で計画を進めたいということでございます。水利権者の方には話はしておりますが、今後ですね、そういった申請手続、まあそういった書類を整理してですね、今後申請を行いたいというふうに思っております。

議長（梶原義正君） よろしか。ほかに。

〔吉井君 挙手〕

議長（梶原義正君） 吉井君。

5番（吉井秀美君） 5番、吉井です。
総事業費が2,587万円、国の、先ほどの説明で、国県が82パーセントと、財源内訳、あと、あの、水利組合の関係があるのかないのか、その点をお願いします。

議長（梶原義正君） 担当課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 2ページですね、6章の費用の概算のところで説明させていただきますが、事業費の計が2,500万、これにつきましては国が50パーセント、県が32パーセントで82パーセントです。

〔「もう1回言うて」と呼ぶ者あり〕

農林振興課長（大久保八郎君） 2ページなんですけど、2ページの第6章の費用の概算のところで、需用費計が2,500万、その費用の国の財源内訳として50パーセントが国費、それから県費が32パーセントあります。計82パーセントの補助ということになります。それから、事務費が87万5,000円ありますが、これについては、国費が50パーセント、あとは町費ということになります。

それで、この地元負担の関係につきましては、治水という目的からですね、町負担ということの計画としております。

〔吉井君「地元負担はなしということ」と呼ぶ〕

農林振興課長（大久保八郎君） はい。あの、農地の受益者負担はありません。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本案について討論の方ありますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。議案第 53 号 町営土地改良事業の実施についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 . 議案第 54 号 町営土地改良事業の実施について

議長（梶原義正君） 次は、日程第 8、議案第 54 号 町営土地改良事業の実施についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。事務局長。

事務局長（岡本一良君） 議案第 54 号 町営土地改良事業の実施について。佐用町営土地改良事業を施行したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めます。平成 17 年 12 月 26 日提出。佐用町長、庵迓典章。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明を求めます。町長。

町長（庵迓典章君） ただいま上程をいただきました議案第 54 号でございますが、旧佐用町全域で中山間地総合整備事業の対象地域として、農業経営の安定と農家の体質強化を図る農業生産基盤と、農村生活環境基盤の整備を図り、地域の活性化を目指すため、平成 18 年度から 5 箇年計画で実施しようとするものであり、計画内容につきましては、農業用排水整備が 3 箇所、農道整備が 27 路線、市民農園 1 箇所及び生態系保全施設防護策を計画しており、総事業費が 5 億 514 万 6,000 円で、補助金の内訳は、国費が 55 パーセント、県費は事業区分により異なりますが、2 パーセントから 14 パーセントとなります。この中山間地総合整備事業計画は、土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の議決を得て、申請事務を行うものでございます。御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（梶原義正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

ないようですので、本案についての質疑を終結いたします。

これより、本案についての討論に入ります。

討論の発言ありますか。

ないようですので、本案についての討論を終結いたします。

これより、本案についての採決に入ります。議案第 54 号 町営土地改良事業の実施についてを原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔全員 挙手〕

議長（梶原義正君） はい。挙手、全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 . 請願書について〔委員長報告〕

議長（梶原義正君） 続いて、日程第 9 に入ります。

請願書についてを議題といたします。本件につきましては、所管の常任委員会に審査を付託しておりましたので、これより常任委員長の審査報告を求めます。産業建設常任、求めます。あの、産業建設常任委員長、新田君。

〔産業建設常任委員長 新田君 登壇〕

産業建設常任委員長（新田俊一君） 先ほどはちょっと勘違いしておりまして、失礼しました。

それでは、請願 1.仁方地区ほ場整備事業の組合の意向を汲んだ早期解決についてですが、平成 17 年 12 月 21 日、午前 9 時 30 分から役場 3 階委員会室、控室。出席者は、委員 12 名。1 名欠席。当局としまして、町長、建設課長、農林振興課長、農林振興参事、議会事務局長、副議長、6 名でした。そして、請願者の組合員もおいでになっておりました。

それでは、請願についての付託案件についての、木村議員から説明がございました。「このような問題は早く片付けるべきで、議員の数が 4 月に減り、ますます分からない部分が出てくるため、今回の議会で議決できるようにお願いしたい」との説明がございました。そして、質疑についてですけれども、委員より、「裁判所の和解案を町側が否定した説明を求める」との質疑に対しまして、行政の回答は、「裁判所から和解をする提案があり、3 月の時点で「和解を受け入れる」と発言。その後、利害関係人原告と利害関係人を入れての和解の調停を実施。利害関係人同士が和解をしなければ、佐用町は和解することができない。利害関係人は「調停を拒否する」という発言があり、佐用町としては町の担当弁護士と協議しながら、やむなく和解を受け入れることはできないという判断をした。利害関係人をその、その場で和解に応じる説得を、並びに和解の以前にも、地域に出向いて役員それぞれ本人を交え、「和解をしていただくように」という要請があった、行った。当時の役員にも和解をしていただくよう利害関係人の、説得をお願いした結果、利害関係人が和解を拒否され、町としてはやむなく拒否をせざるを得なかった」との答弁がありました。

再度、委員より、「事業計画及び工事完了まで、町当局と仁方の方々と、何回くらいの話合いを行ったか」また、「事業進捗をしない状況で、町が主導権を持って、土地の

不利益また利益をこうむっている方の調整役に、町当局は一生懸命取り組んでいかなければならない。課長が代わる度、話を置き去りにしてきた説明を求める」との質疑に対しまして、行政の回答は、「町長として、町として地元の皆さんと組合との話し合いをして進め、ほ場整備の仮換地についても、地権者会議の結果、議決をもって行った。お互いの譲歩がなければ和解ができない。地元の組合で主体的に動いていただき、解決をお願いします。当然長い間の経過の中で放置してはならない。地元の役員会をはじめ、組合員とか相互に努力をして、合意でもって解決をしなければならない問題。解決の手法については、町としても度々地元で説明をさせていただいた。最終的には同意が得られてないことであり、一日も早い解決を町としても基本的に事業・事務を進めております」との回答がありました。

再度、委員より質疑があり、「得の方、損の方について、配分の方法を町が指導できなかったのか。換地方法の間違い、不公平が大きく、裁判が起きているのでは」との質問に対しまして、行政の回答は、「換地手法として、土地を分割し、不利益、損で裁判になったこと。組合全体の同意で議決されたこと。それらのことを解決するために、お互いの我慢、譲歩による和解が必要であるが、それができないため、結局裁判に至っている」との回答がありました。

次に、討論でしたんですが、討論はなしでした。

次に、高見委員より、動議、継続審議についての提案があり、理由の説明をいただきました。「 番、合併により旧佐用町議会議員を除く議員が経過、内容が理解できない。 、平成 15 年第 18 号「一時利用地指定変更処分取消請求」の神戸地裁、平成 17 年 11 月 16 日判決内容は、多数の議員が十分検討されていない。 、仁方ほ場整備組合、小林孝郎氏及び組合員の請願は、旧佐用町平成 17 年 9 月議会で不採決。 番目ですが、紹介議員は請願の趣旨説明が不十分。 番、神戸地裁判決に従われるべきではないか。 番目、役員会を機能させよとの組合員の動議を満場一致で議決。 番目、組合を機能させることが先決。 番目に歴代 2 町長の行政指導の怠慢は免罪されない。以上により、動議、継続審議を提案されました。

動議に対する採決ですが、賛成者は全員でした。

これにより、動議の提案の採決ですが、継続審議の採決ですが、賛成が 10 人、反対 1 人で、継続審議が可決、可決となりました。

以上、報告を申し上げます。

議長（梶原義正君） 以上で、産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告についての質疑に入ります。質疑はありますか。

〔高見君 挙手〕

〔岡本君 挙手〕

議長（梶原義正君） どっちが先やったかな。はい。1 番、高見君。

1 番（高見誠規君） 委員長報告が、あの、この継続審議の動議についてね、あの、あんまりにも簡単ですし、この番号の打ち方が若干間違ごうておるんで、 、 については理由で、 以下が僕の見解だったんで、もう一遍、こないだの産建委員会で私が出した動議を読み上げてまして、委員長に確認していただいて、ここの部分はちょっと差し替えてほしいなと思うんで、ちょっと読み上げます。

「請願 1 号 仁方地区ほ場整備事業の組合の意向を汲んだ早期終了についての請願書に対する継続審議を求める動議。理由、合併により旧佐用町議会議員を除く多数の議員は、経過と内容を理解されていません。特に、春名孝氏が町を相手取った平成 15 年（行ウ）第 18 号「一時利用地指定変更処分取消請求事件」の公判で、同訴が勝訴した神戸地裁、平成 17 年 11 月 16 日判決内容は、多数の議員が十分検討されていないため」として理由を述べまして、本請願に、いや、本動議に対する高見誠規のまあ、請願に対する意見、本請願に対する高見誠規の意見。「以下の理由で不採択とすべきだと考えますが、あえて、上記理由で継続審査を求めます。この種、仁方ほ場整備組合、小林孝郎氏ら組合員の請願は、旧佐用町平成 17 年 9 月議会で不採択とされた。紹介議員は請願の趣旨説明が不十分であります。この度の任意団体、仁方ほ場整備事業認可促進協議会の各会員は早期終了を求められるなら、一定の根拠を示して、第三者が判断した神戸地裁判決に従われるべきではないか。佐用町農林振興課、小林裕和参事は「仁方ほ場整備組合、組合員の 3 分の 2 の多数で一時利用地指定変更処分を議決した」と言うが、上記判決は同処分を取消し、訴訟費用は佐用町の負担とするとして町は全面敗訴しているからです。仁方ほ場整備組合（小林孝郎組合長）は平成 17 年 12 月 9 日、総会を開催し、（1）役員会を機能せよとの組合員の動議を満場一致で議決し、（2）小林孝郎組合長が口頭で即決を求めた旧佐用町平成 17 年 9 月議会に請願し、否決された細目 5 項目、これは採決前に撤回ですけれども、の即決を否決し、役員会に付託しました。本請願をされる前に同組合を機能させることは先決でしょう。別に、旧佐用町歴代 2 町長は、共産党の指摘を無視して、組合長、実質土建業者代表、総代、町議の 4 役を兼ねる小林孝郎氏の翻弄を許し、多額の町財源を支出されました。歴代 2 町長の行政処分の怠慢は免罪されないことは言うまでもありません」。以上を動議として出したのが、こういうふうに要約されておるんで、委員長にただいま申し上げましたようなことだけ、確認。このとおりでしたか。お尋ねします。

議長（梶原義正君） ちょっとあの、今の、あの、委員長報告は、あの、要約したものを報告しておりますので。

〔高見君「違うで。全然違う。要約の仕方が」と呼ぶ〕

〔「委員長やでええがいせなあかんわ」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） あの。そうそう。それでね、あの、ここでこのことは議論するのは、ちょっとあのお願いをいただいて、これあの、議事録等もまた調べてもらったりして、どうしても訂正せないかんということなら、また委員会でそういうことで、ここではあなたの意見はもう分かりました、出されましたから、もうこれ以上はひとつあの、ここでは議論しないということにしたいと思えます。

で、次はあの、11 番、岡本君。手が挙がったね。

11 番（岡本安夫君） 11 番、岡本です。

あの、ここの書き方なんですけどね、その動議に対する採決で、賛成者が全員になって、また で、賛成 10、反対 1 となっとな、ちょっとこれ、意味がちょっと分からんのですけど。

11 番（岡本安夫君） ああ、動議が成立したということか。いや、委員長に聞きよん

や。

議長（梶原義正君） 分かりました。

11 番（岡本安夫君） 委員長、答えてえや。

議長（梶原義正君） ちょっとあの、委員長。今の・・・。

産業建設常任委員長（新田俊一君） あの、動議があり、採決したときには 1 人反対と。

〔岡本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 分かりました。

〔岡本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） いや、もうええがな。岡本君、まだあります。

〔岡本君「いや、よろしい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） よろしいやろ。はい。ほかにありませんか。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

2 番（笹田鈴香君） 2 番、笹田です。あの、委員長にお伺いします。この委員長報告にはないのですが、あの、書かれてませんが、請願書の中の請願者のえっと、氏名と捺印ですけども、2 人亡くなられておりまして、1 人は現在おられる方の奥さんが、あの、署名・捺印されてるんですが、あと 1 人、あの、現在、一昨年でしたか、亡くなられた方の署名・捺印があります。それ、そういうことに対してこの請願が生きるかどうかということ、あの、中で話が出たかどうか。で、現に、あの、お年寄りで自筆で書けないから小林孝郎さんが書かれたというところに判は自分で押したということ書かれてるんですが、亡くなられた方のハンコ・署名が書かれてるんですが、その辺のことは問題にならなかったかどうか、お尋ねします。

〔「問題ない」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） はい、委員長。

産業建設常任委員長（新田俊一君） そういうことは問題になっておりませんが。

議長（梶原義正君） ほかにありませんか。

〔森本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、15 番。

15 番（森本和生君） 15 番、森本です。あの、3 点ほど。あの、っていうことで、紹介議員は請願の趣旨説明が不十分だったということで、紹介議員の人に説明が求められたと思うんですけども、不十分な説明をされたんかということと、それから、内容が理解できないというようなことで継続審議というような形でされたわけなんですけれども、この件、請願が出た時点でね、当然まああの、産業建設の常任委員会に付託された時点で委員会として十分に調査をされたのかということ。それから、もう 1 つは、前回、旧佐用町の 9 月の議会では賛成者と反対という形で表決があったわけなんですけれども、反対された方もこの継続に当然賛成されたということだろうと思うんですけども、それはどうだったんでしょうか。以上。

議長（梶原義正君） はい、委員長。

産業建設常任委員長（新田俊一君） この件につきまして、まああの、委員の方も慎重審議をいただきまして、何人かの方は、あの、よう御存じの方もございましたけれども、なんせあまりこういうことについて分からないというようなことで、いろいろとはお聞きした経緯はあるわけなんですけども、そういったことについてはもう、今後またよう勉強していきたいと思えますんで、その辺で御勘弁願いたいと思います。

議長（梶原義正君） あの、今、委員長が言いましたように、今後まだ継続審議に、あの、御賛成が得られればなるわけなんで、そこでまたいろいろ、先ほどから出ておられるような意見なんかも、あの、審議したり研究したりして進めて行ってもらうようにしますので、今日のところはこれであの、質疑は打切らしていただきたいと思うんですけども。

15 番（森本和生君） いえいえ、まだ僕が言うたやつ返事もろてないがな。

議長（梶原義正君） いや、今、言うた。

15 番（森本和生君） いえいえ、1 つは言うてもろたけど。あと、2 つ。

議長（梶原義正君） いや、そやから、今あの、今後勉強して。

15 番（森本和生君） いえ、説明が不十分だったかということ。

議長（梶原義正君） え。

15 番（森本和生君） 説明が不十分だったん。

議長（梶原義正君） 何が。

15 番（森本和生君） 説明。紹介議員の説明がどうだったかということ

〔高見君「僕、委員長じゃないで言われへん」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） そりゃそうやわ。

〔森本君「委員長になってから言わなあかん」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） あ の、ちょっと待って。紹介議員の説明が不十分だったという
言うたけど、それはそうだったんかいうことを言よんやな。

15 番（森本和生君） 僕が3つ言うたがな。

産業建設常任委員長（新田俊一君） それはあの、今、皆さんのお手元に配付のところに、
あの、紹介議員のこと書いてないですかね。あ、書いてないな。ちょっとほんなら、
えっと。どこだったんかいな。紹介議員があ の、ちょっと、説明されたこと、朗読し
てよろしいですか。

〔「委員会であったこと」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 委員会の中であったことだったら。そうやろ。

1 番（高見誠規君） 議長ね、僕らあも関係しとんやけども、その紹介議員の関係は
ですな、委員長はその、まあ、紹介議員言われて。

〔森本君「委員長に答えてもらわなんたら。発言するところあれへんがな」と呼ぶ〕

1 番（高見誠規君） いやいや、そやから委員長に確認してもろたらえんやけども。

議長（梶原義正君） ちょっと、ちょっとまあ待ってもて。

1 番（高見誠規君） ですからね、それを傍聴者にふったわけですわ。紹介議員が。
傍聴者に説明してもらいますと。それで、これはあの、証人として呼んでなかったか
らね、委員長はあかんということで打切ったわけ。いうことを僕、これ言うとうわけ
です。ですから、その趣旨説明いうのはできなかつたわけです、事實は。

〔森本君「議事おかしいで」と呼ぶ〕

1 番（高見誠規君） そうですね、委員長。

〔森本君「運営がおかしいで」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、委員長。

〔建設常任委員長「はい」と呼ぶ〕

1 番（高見誠規君） そうです。そうでしたな。委員長、それ確認してくださいな。
そういう経過があつて。

議長（梶原義正君） ちょっとまあ、あんたは黙っとつて。委員長、どうぞ。

産業建設常任委員長（新田俊一君） はい。あの、今、高見議員がおっしゃったようなことで、あの、傍聴者の方にあの、説明願いたいというようなことを、木村委員さんがおっしゃったわけなんですけども、委員会ですので、そういうことで招集もしておりませんので、そういう説明はこの場ではちょっと御遠慮願いたいことを述べました。そのようなことです。

議長（梶原義正君） 分かりましたな。あの、先ほどちょっと申し上げましたように、今後これあの、まあ、後で採決しますけど、恐らく継続審議ということになりますと、まあ、今さっきからいろいろ出ておりますようなことも含めて、ひとつあの、よく検討していきたいと、こういうふうにあの、委員長も言っておりますし、私の方からも委員長にもそういうふうをお願いしておきますので、これであのひとつ、この問題についての質疑は終結したいと思います。

〔矢内君 挙手〕

〔森本君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ちょっと待ってくれえ。こっちが。

12 番（矢内作夫君） 12 番、矢内です。あの、この理由の 4 番目から 8 番目というのは、高見議員の主観ということで書いとういうて、今、言われたんかなあ。

〔高見君「そうそうそう。3 番以下な」と呼ぶ〕

12 番（矢内作夫君） 委員長。ほいであの、この 8 番目にね、歴代 2 町長の行政指導の怠慢は免罪されないというのがありますが、これを、これも説明の中であって、これを全員があ認め、動議に賛成したということですか。

〔高見君「そうやな」と呼ぶ〕

12 番（矢内作夫君） いや、委員長に。

議長（梶原義正君） 委員長。はい、委員長。

産業建設常任委員長（新田俊一君） はい。そうです。

〔「余計なこと言うたぞ」と呼ぶ者あり〕

12 番（矢内作夫君） だけど、あの、賛成は確かにそうですよ。

〔森本君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい。15 番、森本君。

15 番（森本和生君） はい。あの、今の委員長の返事でね、あの、動議に対する採

決いうことで、今も質問があったんですけども、これは動議に賛成したいということは、動議として認めたということで、動議出しますのっていうことで、継続審議という動議に賛成したという意味で、私、初めは聞いたんですけども、今は内容について賛成者全員がこの動議に賛成して、ほんで後の採決について1人反対があったいうて、これ、こういうことは絶対できないですよ。

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

15 番(森本和生君) いや、そやさかい、このことについては、このことについては、内容のことについて動議で全員賛成して、採決が10対1になったのかっていうこと、それに委員長に聞いてください。

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

議長(梶原義正君) ちょっと、黙っとって。はい、委員長。

産業建設常任委員長(新田俊一君) 今、あの、そういう話が、あの、森本委員の話がありましたんですけども、継続審議については全員賛成で、趣旨ですか、この動議ですか、これについては全部賛成で、継続審議のときについては、賛成が10名で、1人反対というような、そういう結果でしたので。

議長(梶原義正君) まああの、もうええな。

〔森本君「もう1回。もう1つ」と呼ぶ〕

15 番(森本和生君) はい。15番、森本。あの、もうこれ以上ね、あの、委員会の方のお察ししまして、あの、委員長にどうこう言いませんけども、ひとつだけ言うときたいんは、とりあえず、請願が来たり、議案が当然来たりいうことで付託されたらね、賛成か反対かいうことに限りなくね、議論を尽くして、いろんな意見が出て、調査研究して、それで判断ができない場合には継続にしますよっていうんが、普通だと思っんですよ。それを初めから、内容が理解できないっていうような形の中で、次のつきにやろうやっという、そういうことでなしにね、限りなく調査研究して、委員会としてはここまでやったけども、やはり、賛成・反対の結論は出ないということで継続になってやりますよっていうことであれば理解できますけども。その点だけ言うというて、やめます。

〔高見君「わしも言わしてくれてか」と呼ぶ〕

議長(梶原義正君) あの、いやもう、あの、これであの質疑はあの、終わりにしたいと思いますので、お願いします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長(梶原義正君) 以上で、常任委員長報告についての質疑を終結いたします。これより、本案についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔福本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） えっと、反対か賛成か。反対の方の、あの、あれを先。

〔福本君「議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） いや、こっちが、こっちが先。手挙げたん、こっちが先。

15 番（川田真悟君） 15 番、川田でございます。

この継続審議につきまして、反対の討論をさせていただきます。

まああの、継続審議の中身的には私も十分理解しております。しかしながら、昨年の旧の佐用町でここにも理由に上がっておりますように、9 月議会では不採択になっております。またあの、今回の請願につき、内容につきましては全く変わっておりません。それで、変わっておるのは、まああの、署名者の人数が増えたということで、まあいろいろ、あの、委員会でも十分議論されたように思いますけども、あの、継続がいけないという意味じゃなしに、私は、まああの、委員会に今後お願いしときたいのは、まあ、この議会も 3 月でおしまいになると思いますし、3 月で裁判も私は終わると思って思っておりませんし、いろいろこう長引くと思っております。まあできましたら、委員会の方でもいろいろ議論されて、私はできたらこの請願を取り下げさせていただくような方向で、あの努力してもらいたいと思ひまして、継続に反対したいと思います。以上でございます。

議長（梶原義正君） 次、賛成の。

〔西岡君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、西岡君。

31 番（西岡正君） 委員長の報告に対して賛成の立場から討論したいと思います。

先ほど委員長も報告されましたけれども、この件につきましては、旧佐用町の議員を除く 3 町の議員については、その経緯等が十分把握ができない、できていないという現状ではないかと思ひます。確かに、先ほど言われましたように、前の佐用町議会の中では不採択になったということでもありますけれども、当然、住民が請願を出すのは当然の権利でありますので、それを内容が分からない状況の中で可否を出すのは大変危険であると。ですから、よって、十分慎重審議していただいて、承諾していただいた結果、採決するのが一番妥当であると思ひますので、私はこの案件に、一応報告に対して賛成いたします。以上です。

議長（梶原義正君） ほかに。

〔福本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） はい、福本君。

9 番（福本利基君） 9 番、福本です。えっと、委員会の継続審議ということに対し

て、反対の討論をいたします。

旧佐用町議会の9月議会におきまして、同じ請願がでてまいりました。そのときに、内容はともかくといたしまして、早期終了についてということで私は賛成をいたしました。ですから、今回もあの、継続には反対し、採択に賛成をいたします。

議長（梶原義正君） ほかに討論の発言ありませんか。
討論の発言がないようですので。

〔森本君「はい」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） 15番、森本君。

15番（森本和生君） はい。15番、森本です。あの、福本議員が言われたように、旧の、あの、佐用町議会において、9月の議会において、私も当然これは賛成ということで、早期解決という形で住民の人の声を2回、3回聞きました。そのときにも、当然、孫・子の代までこういう問題を残して、またそういう借金について支払うていくんを子どもや孫に引き継いでいってというようなことも、何とかここで解決したいから、早期解決をしていただきたい。そやけども、いろいろ今までの過去のことについては、いろいろあったと思いますし、いろいろあるんですけども、早期解決ということについては、賛成でありますので、この継続審議については反対。この原案については賛成という意味で、継続には反対という討論をさせていただきます。

〔高見君「森本君らあのグループは」と呼ぶ〕

議長（梶原義正君） ほかにあの、ありませんか。

ほかにないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。請願第1号 仁方地区ほ場整備事業の組合の意向を汲んだ早期解決についての請願について、委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（梶原義正君） はい、分かりました。挙手、多数であります。よって、本案は継続審査に決しました。

日程第10．閉会中の所管事務調査について

議長（梶原義正君） 続いて、日程第10に入ります。

閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。所管事務調査については、それぞれ委員長よりお手元に配付の一覧表のとおり、申し出がありました。お諮りいたします。申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件はすべて終了いたしましたので、閉会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（梶原義正君） 御異議なしと認めます。よって、第 3 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会にあたりまして、ひと言ごあいさつを申し上げます。

今回の定例会に付議されました案件につきましては、慎重に御審議を賜り、いずれも適切妥当なる結論をもって終了できましたこと、心より厚く感謝申し上げます。また、町長をはじめ、町当局各位にはこれらの審議に当たり、格別の御協力を賜りましたことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。新町での議会運営につきましては、各町それぞれ運営が異なっており、戸惑われたこともあろうかと思っておりますが、今後の運営につきましては、議会運営委員会等で検討し、よりよい議会運営ができますよう、検討してまいりたいと考えております。

最後に本年も残すところあとわずかとなってきましたが、議員各位におかれましては、くれぐれも体に御留意くださいます。新しい年を迎えていただきますことを、ますことと、ますます御精進くださいますようお願い申し上げます。閉会のごあいさついたします。

ここで町長のごあいさつをいただきます。町長。

町長（庵道典章君） 閉会にあたりましてひと言ごあいさつをさせていただきます。

まああの、長期にわたる議会でいろいろとお世話になり、ありがとうございました。提案させていただきました議案につきましては、それぞれ適切な、あの議決をいただきまして、御礼を申し上げます。

ただ、まあ、最初の議会ということで、種々不手際もございまして、まあ、十分なことはできなかった点につきましてはお詫びを申し上げます。まああの、ほんとにあの、この年ももう迫ってまいりましたが、皆さん方におかれましては、あの、良い年をお迎えいただきまして、来年も元気で御活躍をいただきますように、心から御祈念を申し上げます。御礼のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

午後 12 時 00 分 閉会
